



段野 孝一郎

日本総合研究所  
リサーチ・コンサルティング部門  
ディレクタ／プリンシパル

世界では、発電コストが高い再生可能エネルギーの導入を進めるために、FIT(F feed-in Tariff)と呼ばれる、再生可能エネルギーからの電力を固定価格で買い取る制度が一般的に用いられている。我が国でも、世界の動向を踏まえ、2012年から固定価格買取制度が導入され、再生可能エネルギーの導入が進められてきた。

日本における固定価格買取制度の導入から6年が経過し、18年7月に閣議決定された第5次エネルギー計画では「再生可能エネルギーの主力電源化」が掲げられ、再生可能エネルギーの最大の導入と、国民負担(買取賦課金負担)の抑制を進める方針が打ち出された。

この間、再生可能エネルギーの導入が拡大する一方で、買取価格は低下してきた(10キロワット以上の太陽光発電の場合は、40円/キロワット@12年から、18円/キロワット@18年まで低下)。そのような中で、徐々に「Post-FIT」に向けた検討がなされるようになってきている。

「Post-FIT」には二つの意味がある。一つは、まさにFIT制度の出口戦略とも言うべきもので、FIT制度に頼らなくても再生可能エネルギーの導入が進められていくような政策・事業環境をいかに整備するか、というものである。二つは、FITによる固定価格買取期間(一般的には20年)が経過した後、どのように旧FIT電源の電気を活用するか、という

ものである。

前者については、グリッドパリティ(系統電力よりもFIT電源の発電原価が安価になる状態)をいかに実現するかという問題とについてもい。国の政策では、徹底的なコストダウンを促進し、大型の太陽光と風力については、卸電力取引市場価格と競争できる水準まで価格を低減させる方針を打ち出している。実際、再エネの導入が進むアメリカでは、FITは導入されておらず、主に税制面でのインセンティブで太陽光・風力の導入を進めており、卸電力

取引市場と同等の価格で買取がなされている。買手としては環境意識の高いRE100企業などがおり、発電所から直接電気を買う「Corporate PPA」と呼ばれる契約で、既に20キロワット近い再生電力の取引がなされている。

後者については「12年からの制度運用なのだから32年以降に考えればよい」というと、固くではない。固定価格買取制度に移行する前の09年から、家庭用の太陽光については余剰電力買取制度が適用されており、これらの電源の買取期間が19年から終了を迎えるためである。PCSの交換が必要になると考えられるが、パネルの寿命は20〜25年は持つため、買取期間終了後も自家消費等で有効活用が可能であるし、余剰電力についても新電力などへの売電は可能である。

## 目の前に迫る「Post-FIT」の世界

既に蓄電池メーカーやPCメーカーも自家消費ニーズを商機と捉え営業活動を活性化しているが、蓄電池の購入には一定の初期費用が生じるため、EVの車載蓄電池を有効活用するといったことも考えられる。目の前に迫る「Post-FIT」の世界が、車(EV)と家庭の結びつきを強化する契機の一つになるのではないか。

(次回は10月13日付に掲載します)